

◎政治資金規正法の一部を改正する法律案新旧対照表
○政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

（会計帳簿の備付け及び記載）

第九条 政治団体の会計責任者（会計責任者に事故があり、又は会計責任者が欠けた場合にあつては、その職務を行うべき者。第十五条を除き、以下同じ。）（会計帳簿の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。）は、会計帳簿を備え、これに当該政治団体に係る次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 全ての収入及びこれに関する次に掲げる事項

イ [略]

ロ 寄附（第二十二条の四第二項に規定する寄附を除く。以下ロ及び第十二条第一項第一号ロにおいて同じ。）については、その寄附をした者の氏名、住所及び職業（寄附をした者が団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。次条第一項及び第二項並びに第十二条第一項第一号ロにおいて同じ。）並びに当該寄附の金額（金銭以外の財産上の利益についても、時価に見積もつた金額。以下同条までにおいて同じ。）及び年月日

現 行

（会計帳簿の備付け及び記載）

第九条 政治団体の会計責任者（会計責任者に事故があり、又は会計責任者が欠けた場合にあつては、その職務を行うべき者。第十五条を除き、以下同じ。）（会計帳簿の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。）は、会計帳簿を備え、これに当該政治団体に係る次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 サービスの収入及びこれに関する次に掲げる事項

イ [略]

ロ 寄附（第二十二条の六第二項に規定する寄附を除く。以下ロ及び第十二条第一項第一号ロにおいて同じ。）については、その寄附をした者の氏名、住所及び職業（寄附をした者が団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。次条第一項及び第二項並びに第十二条第一項第一号ロにおいて同じ。）並びに当該寄附の金額（金銭以外の財産上の利益についても、時価に見積もつた金額。以下同条までにおいて同じ。）及び年月日並びに当該寄附をした者が第二十二条の五第一項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定するものであるときはその旨

ハ [略]

二 第二十二条の四第二項に規定する寄附については、同一の日
に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額並びに当
該年月日及び場所

ホリ [略]

一 全ての支出（当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者
と意思を通じてされた支出を含む。以下この条、第十二条、第十
七条、第十九条の十一、第十九条の十三及び第十九条の十六にお
いて同じ。）並びに支出を受けた者の氏名及び住所（支出を受け
た者が団体である場合には、その名称及び主たる事務所の所在
地。次条第一項及び第十二条第一項第二号において同じ。）並び
にその支出の目的、金額及び年月日

三 [略]

2 [略]

（報告書の提出）

第十二条 政治団体の会計責任者（報告書の記載に係る部分に限り、
会計責任者の職務を補佐する者を含む。）は、毎年十二月三十一日
現在で、当該政治団体に係るその年における収入、支出その他の事
項で次に掲げるもの（これらの事項がないときは、その旨）を記載
した報告書を、その日の翌日から三月以内（その間に衆議院議員の
総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日まで
の期間がかかる場合（第二十条第一項において「報告書の提出期限

ハ [略]

二 第二十二条の六第二項に規定する寄附については、同一の日
に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額並びに当
該年月日及び場所

ホリ [略]

一 すべての支出（当該政治団体のためにその代表者又は会計責任
者と意思を通じてされた支出を含む。以下この条、第十二条、第
十七条、第十九条の十一、第十九条の十三及び第十九条の十六にお
いて同じ。）並びに支出を受けた者の氏名及び住所（支出を受け
た者が団体である場合には、その名称及び主たる事務所の所在
地。次条第一項及び第十二条第一項第二号において同じ。）並び
にその支出の目的、金額及び年月日

三 [略]

2 [略]

（報告書の提出）

第十二条 政治団体の会計責任者（報告書の記載に係る部分に限り、
会計責任者の職務を補佐する者を含む。）は、毎年十二月三十一日
現在で、当該政治団体に係るその年における収入、支出その他の事
項で次に掲げるもの（これらの事項がないときは、その旨）を記載
した報告書を、その日の翌日から三月以内（その間に衆議院議員の
総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日まで
の期間がかかる場合（第二十条第一項において「報告書の提出期限

が延長される場合」という。)には、四月以内)に、第六条第一項各号の区分に応じ当該各号に掲げる都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に提出しなければならない。

一 全ての収入について、その総額及び総務省令で定める項目別
金額並びに次に掲げる事項

イ [略]

ロ 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が年間五万円を超えるものについては、その寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日

ハ [略]

二 第二十二条の四第二項に規定する寄附については、同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額並びに当該年月日及び場所

ホ＼ヌ [略]

二 全ての支出について、その総額及び総務省令で定める項目別の金額並びに人件費、光熱水費その他の総務省令で定める経費以外の経費の支出(一件当たりの金額(数回にわたつてされたときは、その合計金額)が五万円以上のものに限る。)について、その支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日

三 [略]

が延長される場合」という。)には、四月以内)に、第六条第一項各号の区分に応じ当該各号に掲げる都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に提出しなければならない。

一 すべての収入について、その総額及び総務省令で定める項目別
の金額並びに次に掲げる事項

イ [略]

ロ 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が年間五万円を超えるものについては、その寄附をした者の氏名、住所及び職業、当該寄附の金額及び年月日並びに当該寄附をした者が第二十二条の五第一項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定するものであるときはその旨

ハ [略]

二 第二十二条の六第二項に規定する寄附については、同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額並びに当該年月日及び場所

ホ＼ヌ [略]

二 全ての支出について、その総額及び総務省令で定める項目別の金額並びに人件費、光熱水費その他の総務省令で定める経費以外の経費の支出(一件当たりの金額(数回にわたつてされたときは、その合計金額)が五万円以上のものに限る。)について、その支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日

三 [略]

(会計帳簿等の保存)

第十六条 政治団体の会計責任者(政治団体が次条第一項の規定に該当する場合にあつては、当該政治団体の会計責任者であつた者)は、会計帳簿、明細書、領収書等及び振込明細書を、第二十条第一項の規定によりこれらに係る報告書の要旨が公表された日から三年を経過する日まで保存しなければならない。

〔削る〕

(政治団体以外の者が特定パーティーを開催する場合の特例)

第十八条の二 政治団体以外の者が特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーを開催する場合には、当該政治団体以外の者は、当該政治資金パーティーについて、当該政治資金パーティーを開催しようとする時から政治団体とみなして、この章(第六条第五項、第六条の二、第七条の二、第十二条第一項第三号及び第三項、第十四条、第十七条第三項並びに前条の規定を除く。)の規定(これに係る罰則を含む。)を適用する。政治団体以外の者が開催する政治資金パーティーが特定パーティーになつたときも、同様とする。

(会計帳簿等の保存)

第十六条 政治団体の会計責任者(政治団体が次条第一項の規定に該当する場合にあつては、当該政治団体の会計責任者であつた者。次項において同じ。)は、会計帳簿、明細書、領収書等及び振込明細書を、第二十条第一項の規定によりこれらに係る報告書の要旨が公表された日から三年を経過する日まで保存しなければならない。

2 政治団体の会計責任者は、第二十二条の五第二項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る文書を、第二十条第一項の規定により当該通知に係る同項に規定する報告書の要旨が公表された日から三年を経過する日まで保存しなければならない。

(政治団体以外の者が特定パーティーを開催する場合の特例)

第十八条の二 政治団体以外の者が特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーを開催する場合には、当該政治団体以外の者は、当該政治資金パーティーについて、当該政治資金パーティーを開催しようとする時から政治団体とみなして、この章(第六条第五項、第六条の二、第七条の二、第十二条第一項第三号及び第三項、第十四条、第十六条第二項、第十七条第三項並びに前条の規定を除く。)の規定(これに係る罰則を含む。)を適用する。政治団体以外の者が開催する政治資金パーティーが特定パーティーになつたときも、同様とする。

前項の場合において、第六条第一項中「その組織の日又は第三条

第一項各号若しくは前条第一項各号の団体となつた日（同項第二号の団体にあつては次条第二項前段の規定による届出がされた日、第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体として新たに組織され又は新たに政治団体となつた団体にあつては第十九条の八第一項の規定による通知を受けた日）」とあるのは「第十八条の二第一項の規定により政治団体以外の者が政治団体とみなされる」ととなつた日」と、「主としてその活動を行う区域」とあるのは「開催する政治資金パーティーの開催場所」と、同項第一号及び第二号中「主としてその活動を行う」とあるのは「政治資金パーティーを開催する」と、同条第二項中「綱領、党則、規約」とあるのは「当該政治資金パーティーの名称、開催年月日及び開催場所並びに当該政治資金パーティーの対価に係る収入の予定金額及び当該対価に係る収入の金額から当該政治資金パーティーに要する経費の金額を差し引いた残額を支出することとされている者の氏名（その者が団体である場合には、その名称）を記載した文書」と、「綱領等」とあるのは「開催計画書等」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第一項及び第二項」と、第六条の三中「主として活動を行う区域」とあるのは「政治資金パーティーの開催場所」と、第七条第一項中「綱領等」とあるのは「開催計画書等」と、第八条中「政治活動（選挙運動を含む。）」とあるのは「政治資金パーティーの開催」と、「寄附」とあるのは「当該政治資金パーティーに係る対価の支払」と、第八条の三中「その有する」とあるのは「政治資金

前項の場合において、第六条第一項中「その組織の日又は第三条

第一項各号若しくは前条第一項各号の団体となつた日（同項第二号の団体にあつては次条第二項前段の規定による届出がされた日、第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体として新たに組織され又は新たに政治団体となつた団体にあつては第十九条の八第一項の規定による通知を受けた日）」とあるのは「第十八条の二第一項の規定により政治団体以外の者が政治団体とみなされる」ととなつた日」と、「主としてその活動を行う区域」とあるのは「開催する政治資金パーティーの開催場所」と、同項第一号及び第二号中「主としてその活動を行う」とあるのは「政治資金パーティーを開催する」と、同条第二項中「綱領、党則、規約」とあるのは「当該政治資金パーティーの名称、開催年月日及び開催場所並びに当該政治資金パーティーの対価に係る収入の予定金額及び当該対価に係る収入の金額から当該政治資金パーティーに要する経費の金額を差し引いた残額を支出することとされている者の氏名（その者が団体である場合には、その名称）を記載した文書」と、「綱領等」とあるのは「開催計画書等」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第一項及び第二項」と、第六条の三中「主として活動を行う区域」とあるのは「政治資金パーティーの開催場所」と、第七条第一項中「綱領等」とあるのは「開催計画書等」と、第八条中「政治活動（選挙運動を含む。）」とあるのは「政治資金パーティーの開催」と、「寄附」とあるのは「当該政治資金パーティーに係る対価の支払」と、第八条の三中「その有する」とあるのは「政治資金

パーティーの開催に関してされた収入に係る金銭等の全部又は一部に相当する」と、第九条第一項中「政治団体に係る」とあるのは「政治団体の開催する政治資金パーティーに係る」と、第十二条第一項中「の会計責任者」とあるのは「の代表者及び会計責任者」と、「毎年十二月三十一日現在で、当該政治団体に係るその年における収入、支出その他の事項で次に掲げるもの」とあるのは「当該政治団体の開催した政治資金パーティーに係る次に掲げる事項」と、「その日の翌日から三月以内（その間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合（第二十条第一項において「報告書の提出期限が延長される場合」という。）には、四月以内）」とあるのは「当該政治資金パーティーの終了した日から三月以内」と、同項第一号中「全ての収入」とあるのは「全ての収入（予定される収入を含む。以下この号において同じ。）」と、同号口及びハ中「年間五万円」とあるのは「五万円」と、同号ト及びチ中「その年における対価」とあるのは「当該対価」と、同項第二号中「全ての支出」とあるのは「全ての支出（予定される支出を含む。以下この号において同じ。）」と、同条第二項中「支出について」とあるのは「支出（予定される支出を除く。）について」と、第十六条第一項中「次条第一項」と十八条の二第四項」と、第十七条第一項中「政治団体が解散し、又は目的の変更その他により政治団体でなくなつたとき」とあるのは「第十八条の二第一項の規定により政治団体とみなされる政治団体以外の者が第六条第一項の規定により届け出た政治資金パーティー

パーティーの開催に関してされた収入に係る金銭等の全部又は一部に相当する」と、第九条第一項中「政治団体に係る」とあるのは「政治団体の開催する政治資金パーティーに係る」と、第十二条第一項中「の会計責任者」とあるのは「の代表者及び会計責任者」と、「毎年十二月三十一日現在で、当該政治団体に係るその年における収入、支出その他の事項で次に掲げるもの」とあるのは「当該政治団体の開催した政治資金パーティーに係る次に掲げる事項」と、「その日の翌日から三月以内（その間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合（第二十条第一項において「報告書の提出期限が延長される場合」という。）には、四月以内）」とあるのは「当該政治資金パーティーの終了した日から三月以内」と、同項第一号中「すべての収入」とあるのは「すべての収入（予定される収入を含む。以下この号において同じ。）」と、同号口及びハ中「年間五万円」とあるのは「五万円」と、同号ト及びチ中「その年における対価」とあるのは「当該対価」と、同項第二号中「すべての支出」とあるのは「すべての支出（予定される支出を含む。以下この号において同じ。）」と、同条第二項中「支出について」とあるのは「支出（予定される支出を除く。）について」と、第十六条第一項中「次条第一項」と十八条の二第四項」と、第十七条第一項中「政治団体が解散し、又は目的の変更その他により政治団体でなくなつたとき」とあるのは「第十八条の二第一項の規定により政治団体とみなされる政治団体以外の者が第六条第一項の規定により届け出た政治資金パーティー

イーの開催を中止したとき」と、「会計責任者であつた者」とあるのは「会計責任者（報告書の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。）」と、同条第二項中「第十二条第一項」とあるのは「第十二条第一項又は前項」と、「提出しない場合において、当該政治団体が当該提出期限までに当該提出期限の属する年の前年において同項の規定により提出すべき報告書をも提出していないものであるとき」とあるのは「提出しないとき」と、第二十三条中「寄附」とあるのは「対価の支払」とし、その他のこの章の規定の当該政治団体以外の者についての適用に関し必要な技術的読み替えその他必要な事項は、政令で定める。

3・4 「略」

（国会議員関係政治団体に係る領収書等を徵し難かつた支出の明細書等の作成）

第十九条の十一 「略」

2 国会議員関係政治団体の会計責任者に係る第十六条の規定の適用については、同条中「及び振込明細書」とあるのは、「振込明細書及び領収書等を徵し難かつた支出の明細書等」とする。

（第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体についての適用）

第十九条の十二 第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体については、第十九条の九において読み替えて適用する第十

治資金パーティの開催を中止したとき」と、「会計責任者であつた者」とあるのは「会計責任者（報告書の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。）」と、同条第二項中「第十二条第一項」とあるのは「第十二条第一項又は前項」と、「提出しない場合において、当該政治団体が当該提出期限までに当該提出期限の属する年の前年において同項の規定により提出すべき報告書をも提出していないものであるとき」とあるのは「提出しないとき」と、第二十三条中「寄附」とあるのは「対価の支払」とし、その他のこの章の規定の当該政治団体以外の者についての適用に関し必要な技術的読み替えその他必要な事項は、政令で定める。

3・4 「略」

（国会議員関係政治団体に係る領収書等を徵し難かつた支出の明細書等の作成）

第十九条の十一 「略」

2 国会議員関係政治団体の会計責任者に係る第十六条第一項の規定の適用については、同項中「及び振込明細書」とあるのは、「振込明細書及び領収書等を徵し難かつた支出の明細書等」とする。

（第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体についての適用）

第十九条の十二 第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体については、第十九条の九において読み替えて適用する第十

一条、第十九条の十において読み替えて適用する第十二条第一項第二号、同条第二項及び前条第二項において読み替えて適用する第十一条の規定は、第六条第一項又は第七条第一項の規定により当該国会議員関係政治団体である旨の届出をした日から適用する。

(国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示)

第十九条の十六　【略】

2／19　【略】

20 前各項の規定は、国会議員関係政治団体が国会議員関係政治団体以外の政治団体となつた場合においても、第十六条の規定に基づき領収書等を保存しなければならない期間、当該政治団体を国会議員関係政治団体とみなして適用する。

21・22　【略】

(団体の寄附の禁止)

第二十一条 法人その他の団体（政治団体を除く。次項において同じ。）は、政治活動に関する寄附をしてはならない。

(会社等の寄附の制限)

第二十一条 会社、労働組合（労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）第二条に規定する労働組合をいう。第三項並びに第二十一条の三第一項及び第二項において同じ。）、職員団体（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第二百八条の二又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条に規定する職員団体をいう。第三項並びに第二十一条の三第一項及び第二項において同じ。）その他の団体は、政党及び政治資金団体以外の者に対しても、政治活動に関する寄附をしてはならない。

一条、第十九条の十において読み替えて適用する第十二条第一項第二号、同条第二項及び前条第二項において読み替えて適用する第十一条の規定は、第六条第一項又は第七条第一項の規定により当該国会議員関係政治団体である旨の届出をした日から適用する。

(国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示)

第十九条の十六　【略】

2／19　【略】

20 前各項の規定は、国会議員関係政治団体が国会議員関係政治団体以外の政治団体となつた場合においても、第十六条第一項の規定に基づき領収書等を保存しなければならない期間、当該政治団体を国会議員関係政治団体とみなして適用する。

21・22　【略】

〔削る〕

2 何人も、法人その他の団体に対して、政治活動に関する寄附をすることを勧誘し、又は要求してはならない。

〔削る〕

3 前項の規定は、政治団体がする寄附については、適用しない。
何人も、会社、労働組合、職員団体その他の団体（政治団体を除く。）に対して、政治活動に関する寄附（政党及び政治資金団体に対するものを除く。）をすることを勧誘し、又は要求してはならない。

（寄附の総額の制限）

第二十一条の三 個人のする政治活動に関する寄附は、各年中において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を超えることができない。

一 政党及び政治資金団体に対してする寄附 二千万円
二 政党及び政治資金団体以外の者に対してする寄附 千万円

（寄附の総額の制限）

第二十一条の三 政党及び政治資金団体に対してされる政治活動に関する寄附は、各年中において、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる額を超えることができない。

一 個人のする寄附 二千万円
二 会社のする寄附

次の表の上欄に掲げる会社の資本金の額又は出資の金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額

〔表 略〕

三 労働組合又は職員団体のする寄附

次の表の上欄に掲げる労働組合の組合員又は職員団体の構成員（次項において「組合員等」という。）の数の区分に応じ、それぞれ同表の

下欄に掲げる額

〔表 略〕

四 前二号の団体以外の団体（政治団体を除く。）のする寄附

次の表の上欄に掲げる団体の前年における年間の経費の額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額

〔表 略〕

2|

資本金の額若しくは出資の金額が百億円以上の会社、組合員等の数が十五万人以上の労働組合若しくは職員団体又は前年における年間の経費の額が八千万円以上の前項第四号の団体については、同項第二号から第四号までに掲げる額は、三千万円に、それぞれ資本金の額若しくは出資の金額が五十億円を超える金額五十億円（）と、組合員等の数が十万人を超える数五万人ごと、又は前年における年間の経費の額が六千万円を超える金額二千万円ごとに五百万円（その合計額が三千万円に達した後においては、三百万円）を加算した金額（その加算する金額の合計額が七千万円を超える場合には、七千万円を加算した金額）として、同項の規定を適用する。

3| 個人のする政治活動に関する寄附で政党及び政治資金団体以外の者に対してされるものは、各年中において、千万円を超えることができるない。

〔削る〕

〔削る〕

2| 前項の規定は、特定寄附及び遺贈によつてする寄附については、適用しない。

〔削る〕

（量的制限等に違反する寄附の受領の禁止）
第二十二条の二 何人も、第二十一条第一項、第二十一条の二第一項、第二十一条の三第一項又は前条第一項若しくは第二項の規定のいずれかに違反してされる寄附を受けてはならない。

4| 第一項及び前項の規定は、特定寄附及び遺贈によつてする寄附についてでは、適用しない。
5| 第一項第二号に規定する資本金の額又は出資の金額、同項第三号に規定する組合員等の数及び同項第四号に規定する年間の経費の額の計算その他同項の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

（量的制限等に違反する寄附の受領の禁止）

第二十二条の二 何人も、第二十一条第一項、第二十一条の二第一項、第二十一条の三第一項及び第二項若しくは第三項又は前条第一項若しくは第二項の規定のいずれかに違反してされる寄附を受けてはならない。

（寄附の質的制限）

第二十二条の三 国から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの及び政党助成法（平成六年法律第五号）第三条第一項の規定による政党交付金（同法第二十七条第一項の規定による特定交付金を含む。）を除く。第四項において同じ。）の交付の決定（利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む。第四項において同じ。）を受けた会社その他の法人は、当該給付金の交付の決定の通知を受けた日から同日後一年を経過する日（当該給付金の交付の決定の全部の取消しがあつたときは、当該取消しの通知を受けた日）までの間、

政治活動に関する寄附をしてはならない。

2 | 国から資本金、基本金その他これらに準ずるもの全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社その他の法人は、政治活動に関する寄附をしてはならない。

3 | 前二項の規定は、これらの規定に該当する会社その他の法人が、地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者、これらの者に係る資金管理団体又はこれらの者に係る第三条第一項第二号若しくは第三号ロの規定に該当する政治団体に対してもする政治活動に関する寄附については、適用しない。

4 | 第一項及び第二項の規定は、次の各号に掲げる会社その他の法人が、当該各号の地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者、これらの者に係る資金管理団体又はこれらの者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する政治団体に対してする政治活動に関する寄附について準用する。

一 地方公共団体から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金の交付の決定を受けた会社その他の法人

二 地方公共団体から資本金、基本金その他これらに準ずるもの全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社その他の法人

5 | 何人も、第一項又は第二項（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける者であることを知りながら、その者に対して、政治活動に関する寄附をすることを勧誘し、又は要求してはならない。

6 | 何人も、第一項又は第二項（これらの規定を第四項において準用

する場合を含む。) の規定に違反してされる寄附であることを知りながら、これを受けてはならない。

〔削る〕

(寄附の質的制限)

第二十二条の三 何人も、外国人、外国法人又はその主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体その他の組織から、政治活動に関する寄附を受けてはならない。

第二十二条の四 三事業年度以上にわたり継続して政令で定める欠損を生じている会社は、当該欠損がうめられるまでの間、政治活動に関する寄附をしてはならない。

2) 何人も、前項の規定に違反してされる寄附することを知りながら、これを受けてはならない。

第二十二条の五 何人も、外国人、外国法人又はその主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体その他の組織(金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所(以下この項において単に「金融商品取引所」という。)に上場されている株式を発行している株式会社のうち定時株主総会において議決権を行使することができる者を定めるための会社法(平成十七年法律第八十六号)第二百二十四条第一項に規定する基準日(以下この項において「定時株主総会基準日」という。)を定めた株式会社であつて直近の定時株主総会基準日が一年以内にあつたものにあつては、当該定時株主総会基準日において外国人又は外国法人が発行済株式の総数の過半数に当たる株式を保有していたもの)から、政治活動に関する寄附を受けてはならない。ただし、日本法人であつて、その発行する株式が金融商品取引所において五年以上継続して上場されているも

の（新設合併又は株式移転により設立された株式会社（当該新設合併により消滅した会社又は当該株式移転をした会社のすべてが株式会社であり、かつ、それらの発行していた株式が当該新設合併又は当該株式移転に伴い上場を廃止されるまで金融商品取引所において上場されていたものに限る。）のうちその発行する株式が当該新設合併又は当該株式移転に伴い金融商品取引所において上場されてから継続して上場されており、かつ、上場されている期間が五年に満たないものであつて、当該上場されている期間と、当該新設合併又は当該株式移転に伴い上場を廃止された株式がその上場を廃止されるまで金融商品取引所において継続して上場されていた期間のうち最も短いものとを合算した期間が五年以上であるものを含む。）がする寄附については、この限りでない。

2| 前項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定するものは、政治活動に関する寄附をするときは、同項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定するものである旨を、文書で、当該寄附を受ける者に通知しなければならない。

〔削る〕

第二十二条の四　〔略〕

（政治資金団体に係る寄附の方法の制限）

第二十二条の五　〔略〕

（寄附のあつせんに関する制限）

（政治資金団体に係る寄附の方法の制限）

第二十二条の六　〔略〕

（寄附のあつせんに関する制限）

第二十二条の六　〔略〕

(政治資金パーセンテイーの対価の支払に関する制限)

第二十二条の七　〔略〕

2・3　〔略〕

4 第二十二条の四第一項及び第三項並びに前条の規定は、政治資金パーセンテイーの対価の支払について準用する。この場合において、第二十二条の四第一項中「政治活動に関する寄附」とあり、及び同条第三項中「寄附」とあるのは「政治資金パーセンテイーの対価の支払」と、前条第一項中「政治活動に関する寄附に係る寄附のあつせん」とあるのは「政治資金パーセンテイーの対価の支払のあつせん」と、「当該寄附のあつせん」とあるのは「当該対価の支払のあつせん」とあるのは「政治資金パーセンテイーの対価の支払のあつせん」と、「当該寄附のあつせん」とあるのは「当該対価の支払のあつせん」と、同条第二項中「政治活動に関する寄附に係る寄附のあつせん」とあるのは「政治資金パーセンテイーの対価の支払のあつせん」と、「寄附」とあるのは「対価の支払」と、「当該寄附」とあるのは「当該対価として支払われる金銭等」と読み替えるものとする。

5　〔略〕

(政治活動に関する寄附又は政治資金パーセンテイーの対価の支払への公務員の関与等の制限)

第二十二条の八　国若しくは地方公共団体の公務員又は行政執行法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。以下同じ。）若しくは特定地方独

第二十二条の七　〔略〕

(政治資金パーセンテイーの対価の支払に関する制限)

第二十二条の八　〔略〕

2・3　〔略〕

4 第二十二条の六第一項及び第三項並びに前条の規定は、政治資金パーセンテイーの対価の支払について準用する。この場合において、第二十二条の六第一項中「政治活動に関する寄附」とあり、及び同条第三項中「寄附」とあるのは「政治資金パーセンテイーの対価の支払」と、前条第一項中「政治活動に関する寄附に係る寄附のあつせん」とあるのは「政治資金パーセンテイーの対価の支払のあつせん」と、「当該寄附のあつせん」とあるのは「当該対価の支払のあつせん」と、同条第二項中「政治活動に関する寄附に係る寄附のあつせん」とあるのは「政治資金パーセンテイーの対価の支払のあつせん」と、「寄附」とあるのは「対価の支払」と、「当該寄附」とあるのは「当該対価として支払われる金銭等」と読み替えるものとする。

5　〔略〕

(政治活動に関する寄附又は政治資金パーセンテイーの対価の支払への公務員の関与等の制限)

第二十二条の九　国若しくは地方公共団体の公務員又は行政執行法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。以下同じ。）若しくは特定地方独

立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員で次に掲げるものは、その地位を利用して、政治活動に関する寄附を求め、若しくは受け、若しくは自己以外の者がする政治活動に関する寄附に関与し、又は政治資金パーティーに対価を支払つて参加することを求め、若しくは政治資金パーティーの対価の支払を受け、若しくは自己以外の者がするこれらの行為に関与してはならない。

一　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第二項に規定する一般職に属する職員（顧問、参与その他の非常勤職員で政令で定めるものを除く。）

二～四　〔略〕

五　地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第二項に規定する一般職に属する職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第四号に規定する職員で政令で定めるもの及び同法附則第五項に規定する単純な労務に雇用される職員を除く。）

六　〔略〕
2　〔略〕

第二十四条　次の各号のいづれかに該当する者（会社、政治団体その他の団体（以下この章において「団体」という。）にあつては、その役職の役職員又は構成員として当該違反行為をした者）は、三年以下の禁錮又

立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員で次に掲げるものは、その地位を利用して、政治活動に関する寄附を求め、若しくは受け、若しくは自己以外の者がする政治活動に関する寄附に關与し、又は政治資金パーティーに対価を支払つて参加することを求め、若しくは政治資金パーティーの対価の支払を受け、若しくは自己以外の者がするこれらの行為に關与してはならない。

一　国家公務員法第二条第二項に規定する一般職に属する職員（顧問、参与その他の非常勤職員で政令で定めるものを除く。）

二～四　〔略〕

五　地方公務員法第三条第二項に規定する一般職に属する職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第四号に規定する職員で政令で定めるもの及び同法附則第五項に規定する単純な労務に雇用される職員を除く。）

六　〔略〕
2　〔略〕

第二十四条　次の各号の一に該当する者（会社、政治団体その他の団体（以下この章において「団体」という。）にあつては、その役職の役職員又は構成員として当該違反行為をした者）は、三年以下の禁錮又

禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

一〇三　〔略〕

四 第十六条(第十九条の十一第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に違反して会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等又は振込明細書を保存しない者

五 第十六条(第十九条の十一第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により保存すべき会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等又は振込明細書に虚偽の記入をした者

六・七　〔略〕

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者(団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者)は、一年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十一条第一項、第二十一条の二第一項、第二十一条の三第一項又は第二十二条第一項若しくは第二項の規定に違反して寄附をした者

二 第二十一条第二項の規定に違反して寄附をすることを勧誘し、又は要求した者

三　〔略〕

第二十六条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の禁錮又は

は五十万円以下の罰金に処する。

一〇三　〔略〕

四 第十六条第一項(第十九条の十一第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に違反して会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等又は振込明細書を保存しない者

五 第十六条第一項(第十九条の十一第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により保存すべき会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等又は振込明細書に虚偽の記入をした者

六・七　〔略〕

第二十六条 次の各号の一に該当する者(団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者)は、一年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十一条第一項、第二十一条の二第一項、第二十一条の三第一項及び第二項若しくは第三項又は第二十二条第一項若しくは第二項の規定に違反して寄附をした者

二 第二十一条第三項の規定に違反して寄附をすることを勧誘し、又は要求した者

三　〔略〕

第二十六条の二 次の各号の一に該当する者は、三年以下の禁錮又は

一 錆又は五十万円以下の罰金に処する。

一 国から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの及び政党助成法（平成六年法律第五号）第三条第一項の規定による政党交付金（同法第二十七条第一項の規定による特定交付金を含む。）を除く。第三号において同じ。）の交付の決定（利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む。同号において同じ。）を受けた会社その他の法人（以下この条において「国からの給付金交付法人」という。）であつて、当該給付金の交付の決定の通知を受けた日から同日後一年を経過する日（当該給付金の交付の決定の全部の取消しがあつたときは、当該取消しの通知を受けた日）までの間に第二十一条第一項の規定に違反して政治活動に関する寄附（地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者、これらの者に係る資金管理団体又はこれらの者に係る第三条第一項第二号若しくは第三号口の規定に該当する政治団体に対する政治活動に関する寄附を除く。以下この条において「国政関連寄附」という。）をしたもの役職員として当該違反行為をした者

二 国から資本金、基本金その他これらに準ずるもの全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社その他の法人（以下この条において「国出資法人」という。）であつて、第二十一条第一項の規定に違反して国政関連寄附をしたものの役職員として当該違反行為をした者

五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条の三第一項又は第二項（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反して寄附をした会社その他の法人の役職員として当該違反行為をした者

二 第二十二条の三第五項の規定に違反して寄附をすることを勧誘し、又は要求した者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）

三 地方公共団体から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金

の交付の決定を受けた会社その他の法人（以下この条において「地方公共団体からの給付金交付法人」という。）であつて、当

該給付金の交付の決定の通知を受けた日から同日後一年を経過する日（当該給付金の交付の決定の全部の取消しがあつたときは、当該取消しの通知を受けた日）までの間に第二十一条第一項

の規定に違反して当該地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者、これらに係る資金管理団体又はこれらの人を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する政治団体に対する政治活動に関する寄附（以下この条において「地方政治関連寄附」という。）をしたもの役職員として当該違反行為をした者

四 地方公共団体から資本金、基本金その他これらに準ずるもののが全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社その他の法人（以下この条において「地方公共団体出資法人」という。）であつて、第二十一条第一項の規定に違反して地方政治関連寄附をしたものの役職員として当該違反行為をした者

五 国からの給付金交付法人（当該給付金の交付の決定の通知を受けた日から同日後一年を経過する日（当該給付金の交付の決定の全部の取消しがあつたときは、当該取消しの通知を受けた日）までの間にあるものに限る。）であることを知りながら第二十一条第二項の規定に違反して当該国からの給付金交付法人に対し国政関連寄附することを勧誘し若しくは要求し、又は地方公共團

〔新設〕

〔新設〕

体からの給付金交付法人（当該給付金の交付の決定の通知を受けた日から同日後一年を経過する日（当該給付金の交付の決定の通知を受けた日）まで部の取消しがあつたときは、当該取消しの通知を受けた日）までの間にあるものに限る。）であることを知りながら同項の規定に違反して当該地方公共団体からの給付金交付法人に対し地方政治関連寄附をすることを勧誘し若しくは要求した者（団体にあっては、その役職員又は構成員としてこれらの行為をした者）

六　国出資法人であることを知りながら第二十一条第二項の規定に違反して当該国出資法人に対し国政関連寄附をすることを勧誘し若しくは要求し、又は地方公共団体出資法人であることを知りながら同項の規定に違反して当該地方公共団体出資法人に対し地方政治関連寄附をすることを勧誘し若しくは要求した者（団体にあっては、その役職員又は構成員としてこれらの行為をした者）

七　国からの給付金交付法人のする国政関連寄附（当該給付金の交付の決定の通知を受けた日から同日後一年を経過する日（当該給付金の交付の決定の全部の取消しがあつたときは、当該取消しの通知を受けた日）までの間にするものに限る。）であること又は地方公共団体からの給付金交付法人のする地方政治関連寄附（当該給付金の交付の決定の通知を受けた日から同日後一年を経過する日（当該給付金の交付の決定の全部の取消しがあつたときは、当該取消しの通知を受けた日）までの間にするものに限る。）であることを知りながら、第二十二条の一の規定に違反してこれ

〔新設〕

らの寄附を受けた者（団体にあつては、その役職員又は構成員としてこれらの行為をした者）

八　国出資法人のする国政関連寄附であること又は地方公共団体

出資法人のする地方政治関連寄附であることを知りながら、第二

十二条の二の規定に違反してこれらの寄附を受けた者（団体にあつては、その役職員又は構成員としてこれらの行為をした者）

九　第二十二条の三又は第二十二条の四第三項の規定に違反して

寄附を受けた者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）

十　第二十二条の四第一項の規定に違反して寄附をした者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）

十一　第二十二条の七第四項において準用する第二十二条の四第

一項の規定に違反して対価の支払をした者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）

十二　第二十二条の七第四項において準用する第二十二条の四第

三項の規定に違反して対価の支払を受けた者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）

〔削る〕

〔新設〕

三　第二十二条の三第六項、第二十二条の五第一項又は第二十二条の六第三項の規定に違反して寄附を受けた者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）

四　第二十二条の六第一項の規定に違反して寄附をした者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）

五　第二十二条の八第四項において準用する第二十二条の六第一項の規定に違反して対価の支払をした者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）

六　第二十二条の八第四項において準用する第二十二条の六第三項の規定に違反して対価の支払を受けた者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）

第二十六条の三　次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一　第二十二条の四第一項の規定に違反して寄附をした会社の役職員として当該違反行為をした者

二　第二十二条の四第二項の規定に違反して寄附を受けた者（団体

にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者)

三 第二十二条の八第一項の規定に違反して対価の支払を受けた者(団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者)

(団体にあつては、

その役職員又は構成員として当該違反行為をした者)

五 第二十二条の八第三項の規定に違反して対価の支払をした者(団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者)

六 第二十二条の八第一項の規定に違反して寄附のあつせんに係る行為をした者(団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者)

七 第二十二条の七第四項において準用する第二十二条の六第一項の規定に違反して対価の支払のあつせんに係る行為をした者(団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者)

八 第二十二条の八第四項において準用する第二十二条の七第一項の規定に違反して対価の支払のあつせんに係る行為をした者(団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者)

三 第二十二条の八第一項の規定に違反して政治活動に関する寄附を求め、若しくは受け、若しくは自己以外の者がする政治活動

三 第二十二条の八第一項の規定に違反して対価の支払のあつせんに係る行為をした者(団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者)

三 第二十二条の九第一項の規定に違反して政治活動に関する寄附を求め、若しくは受け、若しくは自己以外の者がする政治活動

に関する寄附に関与し、又は政治資金パーティーに対価を支払つて参加することを求め、若しくは政治資金パーティーの対価の支払を受け、若しくは自己以外の者がするこれらの行為に関与した者

四 第二十二条の八第二項の規定に違反して同条第一項各号に掲げる国若しくは地方公共団体の公務員又は行政執行法人若しくは特定地方独立行政法人の職員に対し同項の規定により当該公務員又は職員がしてはならない行為をすることを求めた者(団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者)

第二十六条の四 次の各号のいづれかに該当する者(団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者)は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条の六第二項の規定に違反して寄附を集めた者
二 第二十二条の七第四項において準用する第二十二条の六第二項の規定に違反して対価として支払われる金銭等を集めた者

第二十六条の五 次の各号の一に該当する者(団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者)は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条の七第二項の規定に違反して寄附を集めた者
二 第二十二条の八第四項において準用する第二十二条の七第二項の規定に違反して対価として支払われる金銭等を集めた者

第二十六条の五 次の各号のいづれかに該当する者(団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者)は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条の七第一項の規定に違反して対価の支払を受けた者

に関する寄附に関与し、又は政治資金パーティーに対価を支払つて参加することを求め、若しくは政治資金パーティーの対価の支払を受け、若しくは自己以外の者がするこれらの行為に関与した者

四 第二十二条の九第二項の規定に違反して同条第一項各号に掲げる国若しくは地方公共団体の公務員又は行政執行法人若しくは特定地方独立行政法人の職員に対し同項の規定により当該公務員又は職員がしてはならない行為をすることを求めた者(団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者)

第二十六条の五 次の各号の一に該当する者(団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者)は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条の七第二項の規定に違反して寄附を集めた者
二 第二十二条の八第四項において準用する第二十二条の七第二項の規定に違反して対価として支払われる金銭等を集めた者

[新設]

二 第二十二条の七第二項の規定に違反して告知をしなかつた者
三 第二十二条の七第三項の規定に違反して対価の支払をした者

第二十七条 第二十三条、第二十四条、第二十五条第一項、第二十六条、第二十六条の二及び第二十六条の三の罪を犯した者には、情状により、禁錮及び罰金を併科することができる。

2 「略」

第二十八条 「略」

2 第二十三条、第二十四条、第二十五条第一項、第二十六条、第二十六条の二、第二十六条の三及び前条第二項の罪を犯し禁錮の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から刑の執行を終わるまでの間若しくは刑の時効による場合を除くほか刑の執行の免除を受けるまでの間及びその後五年間又はその裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間、公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。

3 「略」

第二十八条の二 第二十三条、第二十六条第三号、第二十六条の二第七号から第九号まで及び第二十六条の三第三号の規定の違反行為により受けた寄附に係る財産上の利益（第二十二条の四第四項に規定する寄附に係る金銭又は物品を除く。）は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第二十七条 第二十三条、第二十四条、第二十五条第一項、第二十六条、第二十六条の二及び第二十六条の四の罪を犯した者には、情状により、禁錮及び罰金を併科することができる。

2 「略」

第二十八条 「略」

2 第二十三条、第二十四条、第二十五条第一項、第二十六条、第二十六条の二、第二十六条の四及び前条第二項の罪を犯し禁錮の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から刑の執行を終わるまでの間若しくは刑の時効による場合を除くほか刑の執行の免除を受けるまでの間及びその後五年間又はその裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間、公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。

3 「略」

第二十八条の二 第二十三条、第二十六条第三号、第二十六条の二第七号から第九号まで及び第二十六条の三第三号の規定の違反行為により受けた寄附に係る財産上の利益（第二十二条の四第四項に規定する寄附に係る金銭又は物品を除く。）は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

(事務の区分)

第三十三条の二 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 第六条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)、第六条の三、第七条第一項、第七条の二第一項及び第二項(第十七条第四項において準用する場合を含む。)、第七条の三第一項、第十二条第一項、第十七条第一項及び第三項、第十八条第五項、第十九条第二項及び第三項、第十九条の二、第十九条の十六、第二十条第一項及び第三項、第二十条の二、第二十二条の四第五項(第二十二条の五第五項において準用する場合を含む。)並びに第三十一条の規定により都道府県が処理することとされている事務

2
〔略〕

する。

(事務の区分)

第三十三条の二 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 第六条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)、第六条の三、第七条第一項、第七条の二第一項及び第二項(第十七条第四項において準用する場合を含む。)、第七条の三第一項、第十二条第一項、第十七条第一項及び第三項、第十八条第五項、第十九条第二項及び第三項、第十九条の二、第十九条の十六、第二十条第一項及び第三項、第二十条の二、第二十二条の六第五項(第二十二条の六の二第五項において準用する場合を含む。)並びに第三十一条の規定により都道府県が処理することとされている事務

2
〔略〕

○政治資金規正法の一部を改正する法律（平成六年法律第四号）（抄）（附則第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則	附 則
第九条及び第十条 削除	第九条 削除
（見直し）	第十条 この法律の施行後五年を経過した場合においては、政治資金の個人による拠出の状況を踏まえ、政党財政の状況等を勘案し、会社、労働組合その他の団体の政党及び政治資金団体に対してする寄附のあり方について見直しを行うものとする。

○政治資金規正法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十三号）（抄）（附則第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則	附 則
<p>〔削る〕</p> <p>（検討）</p>	<p>第十五条 新政治資金規正法第二十二条の五の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新政治資金規正法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。</p>
<p>〔略〕</p>	<p>（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）</p> <p>第十六条 証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。</p>

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（附則第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

		改 正 案		現 行	
		別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。		別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。	
政治資金規正法（昭和二十年法律第百四十四号）	政治資金規正法（昭和二十年法律第百四十四号）	検察審査会法（昭和二十三年法律第百四十七号）	〔略〕	法律	事務
イ 第六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第六条の三、第七条第一項、第七条の二第一項及び第二項（第	一 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの	イ 第六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第六条の三、第七条第一項、第七条の二第一項及び第二項（第	〔略〕	法律	事務
九十四号）	九十四号）	九十四号）	〔略〕	事務	

〔略〕	医師法（昭和二十三年法律第二百一号）	
〔略〕	〔略〕	<p>十七条第四項において準用する場合を含む。）、第七条の三第一項、第十二条第一項、第十七条第一項及び第三項、第十八条规定第五項、第十九条第二項及び第三項、第十九条の二、第十九条の十六、第二十条第一項及び第三項、第二十条の二、第二十二条の四第五項（第二十二条の五第五項において準用する場合を含む。）並びに第三十一条の規定により都道府県が処理することとされている事務</p> <p>ロ・ハ　〔略〕</p> <p>二　〔略〕</p>

〔略〕	医師法（昭和二十三年法律第二百一号）	
〔略〕	〔略〕	<p>十七条第四項において準用する場合を含む。）、第七条の三第一項、第十二条第一項、第十七条第一項及び第三項、第十八条规定第五項、第十九条第二項及び第三項、第十九条の二、第十九条の十六、第二十条第一項及び第三項、第二十二条の六の二第五項において準用する場合を含む。）並びに第三十二条の規定により都道府県が処理することとされている事務</p> <p>ロ・ハ　〔略〕</p> <p>二　〔略〕</p>